pwc

ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター

EU グリーン移行における消費者のエンパワーメントに関する指令（ECGT 指令）の適用開始

November 2026

In brief

近年、日本を含む世界各国において、消費者の環境意識が高まるなか、事業者による環境配慮を訴求する広告表示が増加する一方で、そのような環境表示の在り方について、「グリーンウォッシング」に関する議論が活発化しています。

EU では、2024 年 2 月 28 日、「グリーン移行における消費者のエンパワーメントに関する指令」[1]（Directive (EU) 2024/825。以下、「ECGT 指令」といいます。）が採択され、2026 年 9 月 27 日に同指令に基づく国内法の適用が開始されました。ECGT 指令は、消費者が十分な情報に基づいてサステナブルな商品やサービスを選択できるようにし、社会全体の持続可能な消費を促進することを目的としています。企業が自社の商品やサービスにおける環境表示を見直す際の参考として、本ニュースレターでは、ECGT 指令の概要と日本国内の環境表示に関する規制動向を概説します。

なお、本ニュースレターは、2026 年 11 月 5 日現在の情報に基づくものです。

In detail

1. ECGT 指令の適用開始

ECGT 指令は、2024 年 2 月 28 日に採択され、同年 3 月 26 日に発効しました。加盟国は、2026 年 3 月 27 日までに国内法化することが求められ、同年 9 月 27 日に加盟国の国内法の適用が開始されました。

指令（Directive）は、企業や個人に直接適用されるものではなく、加盟国に対して国内立法等の措置を講じることを求め、各加盟国の国内法を通じて、企業や個人に適用されるものです。適用開始時点で、国内法化が完了していない加盟国もありますので、各加盟国における国内法化の状況を確認する必要があります[2]。

2024 年 2 月 28 日	採択
2024 年 3 月 26 日	発効

[1] ECGT 指令（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32024L0825）
[2] 加盟国の ECTG 指令に関する国内立法措置の状況（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/NIM/?uri=CELEX:32024L0825）

2026 年 3 月 27 日	国内法化期限
2026 年 9 月 27 日	国内法の適用開始

また、欧州委員会は、ECGT 指令の適用開始に先立ち、2026 年 9 月 22 日、ECGT 指令に関する改訂版の Q&A[3]を公表し、具体例を挙げて同指令の解釈を示しています。

2. ECGT 指令の概要

ECGT 指令は、企業による誤認を招く環境主張[4]（グリーンウォッシング[5]）等の不公正な取引方法を規制し、消費者による十分な情報に基づくサステナブルな商品やサービスの選択を可能とし、もって社会全体のグリーン移行を推進することを目的としています。

ECGT 指令は、不公正商慣行指令（Directive 2005/29/EC。以下「UCPD」といいます。）及び消費者権利指令（Directive 2011/83/EU。以下「CRD」といいます。）という 2 つの指令を改正するものです。このうち、UCPD の改正を通じて、あいまい又は誤認を招く環境主張やサステナビリティラベル等に対する欧州横断的な規制が導入されました[6]。

3. ECGT 指令の規制内容

ECGT 指令は、個別評価型と絶対的禁止型の 2 類型の規制を設けています。具体的には、個別の評価に基づいて誤認を招くものと判断された場合に禁止される取引方法（UCPD 第 6 条及び第 7 条）と、いかなる場合にも不公正として禁止される取引方法（UCPD 付属書 I）について定めています。

(1) サステナビリティラベル[7]

認証制度に基づかない又は公的機関によって確立されていない自主的なサステナビリティラベルを表示することは、絶対的禁止の対象となります。

(2) 一般的環境主張と具体的環境主張

優れた環境性能を実証できないにもかかわらず[8]、「エコ」や「グリーン」等の一般的であいまいな環境性能に関する主張を行うことは、「一般的環境主張」に当たり、絶対的禁止の対象となります。
（例） 「エコフレンドリー」、「グリーン」、「環境にやさしい」等

他方で、環境主張が具体化されている「具体的環境主張」についても、UCPD の他の規定が適用されるため、証拠による裏付け等が必要となります。
（例） 「この包装の製造に使用されたエネルギーの 100%が再生可能エネルギー源に由来します」

また、以下のような具体的環境主張については、個別の評価に基づいて誤認を招くものと判断された場合には、禁止対象となります。

---

[3] ECGT 指令に関する Q&A の 2026 年 9 月改定版（https://commission.europa.eu/document/download/3c257883-bb2a-4dd9-a6dc-501d587bb34f_en?filename=Q%26A%20ECGT_Directive_Sept%202026.pdf）

[4] 環境主張とは、商業的コミュニケーションの文脈において、ラベル、ブランド名、会社名又は製品名等の文字、絵、図形又は記号による表示を含むあらゆる形式によるメッセージ又は表示であって、EU 法又は国内法上義務付けられていないもののうち、製品、製品カテゴリー、ブランド若しくは事業者が環境に対してプラス若しくはゼロの影響を有すること、又は製品、製品カテゴリー、ブランド若しくは事業者よりも環境への害が少ないこと、又は時間の経過とともにその影響を改善したことについて、明示し又は黙示するものをいいます（ECGT 指令第 1 条(1)(b)(o)）。

[5] グリーンウォッシングとは、「グリーン」（環境に配慮した）と「ホワイトウォッシング」（ごまかす）を合わせた造語で、うわべだけ環境保護に熱心に取り組んでいるように見せることをいいます。

[6] ECGT 指令による CRD の改正は、事業者の消費者に対する商品の保証等に関する情報提供等を求めるものです。

[7] サステナビリティラベルとは、公的なものか民間のものかを問わず、環境的特性若しくは社会的特性又はその両方に言及して、製品、工程又は事業を差別化し、宣伝することを目的とする任意のトラストマーク、品質マーク又はこれらに相当するものをいい、EU 法又は国内法に基づき義務付けられるラベルを除きます（ECGT 指令第 1 条(1)(b)(q)）。

[8] 例えば、EN ISO 14024 エコラベル制度に適合する場合には、優れた環境性能を実証できる場合にあたります。

- カーボンニュートラルへの移行等の将来のパフォーマンスに関する環境主張について、明確かつ客観的で公開された検証可能な目標設定や、その達成方法や実施計画による裏付けを欠く場合

- 製品や事業と無関係な消費者利益を訴求し、同種の他の製品や事業よりも消費者や環境等にとって有益であると誤認させるおそれのある場合
  （例）　「この紙はプラスチックを含まない」等

(3) その他の環境主張

以下のような環境主張は、いかなる場合にも不公正として禁止される取引方法として、絶対的禁止の対象となります。

- 製品や事業の一部にのみ関する事項について、製品や事業の全体に関する環境主張を行うこと
  （例）　包装のみが再生材料である場合に、製品に「再生材料使用」と表示して販売すること

- 温室効果ガスの排出量を取引により相殺すること（カーボンオフセット）に基づいて、製品が温室効果ガスの排出に関して環境的に中立的、削減的又はプラスの影響をもたらすと主張すること
  （例）　製品のバリューチェーン外のカーボンオフセットに基づく「カーボンポジティブ」、「クライメートニュートラル」等の主張

- 同種製品の全てについて法律上課されている要件を、製品独自の特徴として提示すること
  （例）　EU 域内で同種製品に使用が禁止されている化学物質を使用していないとの主張

(4) 製品の耐久性等に関する情報

上述のような、サステナビリティラベルや環境主張に関する規制に加えて、製品の耐久性等に関する以下の表示方法についても、絶対的禁止の対象とされています。

- 耐久性を制限するための機能が導入された製品の宣伝
  （例）　一定期間経過後に故障するよう設計されたハードウェアの部品

- 純正品でない消耗品や交換部品等の使用により、製品の機能が制限される事実を通知しないこと
  （例）　純正品でない充電器を使用した場合にスマートフォンの機能が制限される事実

- ソフトウェアアップデートが製品の機能等に悪影響を及ぼす事実を通知しないこと
  （例）　スマートフォンのシステムアップデートがバッテリー等に悪影響を生じる事実

- ソフトウェアアップデートが機能強化にすぎないにもかかわらず必要であるかのように提示すること

- 通常の使用条件下で、一定の耐久性を有するとの虚偽の主張をすること

- 修理が不可能な製品を修理可能であるかのように提示すること

- 本来必要な時期より早く製品の消耗品の交換又は補充を誘導すること　等
  （例）　インクカートリッジの購入を促すために、インクが空になる前にインクカートリッジを交換するよう促すプリンターの設定

4. ECGT 指令の適用に関する留意事項

ECGT 指令に関する Q&A で示された具体例や解釈を踏まえ、同指令への対応にあたって留意すべき点の例を紹介します。

(1) 「黙示」の環境表示の意義

環境主張には、明示又は黙示のものが広く含まれます。したがって、例えば、緑の葉や水滴等の自然に関連するアイコンは、文言やロゴとの組合せ、配置、全体的な文脈や消費者の認識に照らし、「黙示」の環境主張として、一般的環境主張やサステナビリティラベルに関する規制が適用される場合があります。

(2) 知的財産権で保護されているブランド名や商品名

知的財産権で保護されているブランド名や商品名も、UCPD の適用対象外とはなりません。したがって、UCPD に適合しない誤認的名称は、加盟国の国内法によって商標登録の拒絶事由又は無効事由となる場合があり、EU 認証商標は、サステナビリティラベルに該当する場合があります。

(3) 既存の製品への適用

ECGT 指令の適用開始日より前に製造、発注、流通又は店頭配置された商品や包装についても、ECGT 指令による改正後のルールが適用されます。新ルールに適合しない環境表示への対応として、ステッカーで覆う、修正する又は売場付近に補足情報を掲示する等の方法が挙げられています。なお、各加盟国の当局や裁判所は、新ルールの遵守に向けた合理的な努力や過度な費用等を考慮し得るとされています。

5. 日本における環境表示規制の動向

(1) 近時の日本国内における環境表示規制

グローバルな環境表示規制の動きを受けて、日本国内でも、環境省が 2026 年 3 月 31 日に「環境表示ガイドライン」を改定し、消費者庁が 2026 年 8 月 20 日に「環境ラベルに関する実態調査報告書」を公表しています。こうした国内外の動向を踏まえ、EU 域内に商品等を上市しない企業においても、自社の商品・サービスに関する環境表示の在り方を改めて見直すことが推奨されます。

(2) 環境ラベルに関する実態調査報告書

「環境ラベルに関する実態調査報告書」[9]は、消費者庁が、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）の観点から、環境ラベルに関する実態調査を行った結果を公表したものです。

環境ラベルに関する実態調査報告書では、基本的な考え方として、環境ラベル [10]によって、その商品・サービスが実際のもの又は事実に相違して競争事業者のものよりも著しく環境に配慮していると一般消費者に誤認される場合には、不当表示（優良誤認表示）として景品表示法上問題となることが示されています。

その具体例として、以下の 5 つの環境ラベルが挙げられています。

- 訴求する対象範囲が明確に表示されておらず、実際は環境への効果を有する範囲が商品・サービスの一部にとどまる場合
- 原材料等の使用割合又は省資源化（石油プラスチック等の削減）による削減率が明確に表示されておらず、実際には一部にとどまる場合
- 訴求する環境配慮がもたらす効果の実証データ等の裏付けがない場合
- 第三者認証ラベルでないにもかかわらず、第三者認証ラベルであるかのように表示する場合
- 「エコ」や「グリーン」等の文字や自然をモチーフとしたイラストのみで構成されており、訴求する環境配慮の内容に関する説明文等が併記されていない場合

消費者庁の取組みとして、環境ラベルに関する不当表示等が疑われる事案に接した場合には、迅速に指導を行い是正を図ることを含め、景品表示法に基づき厳正に対処していくとされています。

(3) 環境表示ガイドライン

環境省の「環境表示ガイドライン」[11]は、グリーンウォッシュ対策に関する国際的動向等を踏まえ、2026 年 3 月に改定されました。

---

[9] 消費者庁「環境ラベルに関する実態調査報告書（2026 年 8 月 20 日公表）」（https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/survey/assets/representation_cms216_260929_01.pdf）

[10] 「環境ラベルに関する実態調査報告書」における「環境ラベル」とは、「事業者が、自己の供給する商品・サービスが環境に配慮したものであることを一般消費者に示すマークや目印のことであり、広告表示の一種である」とされており、その具体例として、「原材料等に再生素材を使用」、「製造工程におけるカーボンニュートラル」等が挙げられています。

[11] 環境省「環境表示ガイドライン【令和 8 年 3 月版】」（https://www.env.go.jp/content/000390026.pdf）

環境表示ガイドラインでは、基本的な考え方として、環境表示を行う事業者等を対象に、自己宣言（第三者認証を受けない、自己責任における宣言）による適切な環境表示の在り方について、自主性を尊重することを原則としつつ、国際規格である ISO/JIS Q 14021 規格へ準拠した環境表示を行うことを求めています。

環境表示ガイドラインの具体的な要求事項である「5 つの基本項目」の内容は、今般の改定により、以下のとおり整理されました。

- あいまいな表現や環境主張（「環境にやさしい」、「グリーン」等）は行わないこと
- 環境主張の内容に説明文を付けること
- 製品のライフサイクル全体を考慮すること（重要なトレードオフをもたらさないか確認すること）
- 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること
- 製品又は工程における比較主張は、LCA 評価（ライフサイクルアセスメント）、数値等により適切になされていること（%か絶対値で比較し、製品の改善と包装の改善を別個に主張すること）

環境表示ガイドラインには、法的拘束力はありませんが、環境省は、ガイドラインに準拠した表示を行うことで、景品表示法違反を防ぐ有効な対策となり得るとの考え方を示しています。なお、環境表示ガイドラインは、景品表示法の対象となる環境表示に加え、商品又は役務の取引に直接的な関係のない環境表示（事業活動、イメージ広告及び企業姿勢等）も適用範囲に含めています [12]。

The takeaway

2026 年 9 月 27 日、ECGT 指令に基づく加盟国の国内法の適用が開始され、欧州では、黙示のものを含む、あいまい又は誤認を招く環境主張やサステナビリティラベル等に関する新たな規制が導入されました。

日本国内においても、「環境ラベルに関する実態調査報告書」や「環境表示ガイドライン」を通じて、一般消費者の誤認を招く環境表示への対応が求められています。

こうした国内外の規制動向やグリーンウォッシングに対する社会的関心の高まりを踏まえ、企業は、必要に応じて専門家の助言を受けながら、自社の商品・サービスや企業イメージ広告等に関する環境表示の方法、内容やその裏付けについて、改めて見直すことが重要です。

[12] 環境省「環境ラベル等データベース Q&A」（https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/e01.html#gsc.tab=0）

Let's talk

SDGs や ESG に関する取り組みが世界的に広がっています。PwC 弁護士法人は、企業及び社会が抱える ESG に関する重要な課題を解決し、持続的な成長・発展につなげるサステナビリティ経営の実現を目指すためのさまざまなアジェンダについて、PwC Japan グループやグローバルネットワークと密接に連携しながら、特に法的な観点から戦略的な助言を提供するとともに、その実行や事後対応をサポートします。

PwC 弁護士法人の主な支援業務は、①ビジネスと人権への取り組みに関する法的支援、②サステナビリティ経営を実現するためのビジネスモデルの再構築、③サステナビリティ経営のためのコンプライアンス体制の設計・運用、④サステナブルファイナンスに関する法的支援、⑤その他 ESG 関連の法的助言/争訟の支援ですが、これらに限らず企業や社会のニーズに応じた効果的・効率的な法務サービスを提供します。

PwC Japan グループは、サステナビリティに関連した戦略から新規ビジネス創出、オペレーション、トランスフォーメーション、リスク対応、開示・エンゲージメントといった幅広い経営アジェンダを包括的に支援しています（https://www.pwc.com/jp/ja/services/sustainability.html）。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人
第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング
電話 : 03-6212-8001
Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com
www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 3,500 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

パートナー
弁護士・公認会計士
北村 導人
michito.kitamura@pwc.com

パートナー
弁護士・ニューヨーク州弁護士
山田 裕貴
hiroki.yamada@pwc.com

パートナー
弁護士
小林 裕輔
yusuke.y.kobayashi@pwc.com

パートナー
弁護士
日比 慎
makoto.hibi@pwc.com

弁護士
蓮輪 真紀子

弁護士
久保田 有紀

弁護士
小善 有真

弁護士
湯澤 夏海

弁護士
塚原 明日香

弁護士
簑田 和佳奈

弁護士
早川 響

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.
PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.